

議案第 72 号

平成 25 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)について

平成 25 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 平成25年度 橋本市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成25年度橋本市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	6,224,548	62,680	6,287,228
第1項 医業収益	5,812,228	△ 2,865	5,809,363
第2項 医業外収益	409,040	△ 4,666	404,374
第3項 特別利益	3,280	70,211	73,491

(支出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	6,447,841	171,394	6,619,235
第1項 医業費用	6,169,627	66,484	6,236,111
第2項 医業外費用	274,213	32,000	306,213
第3項 特別損失	3,001	72,910	75,911

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	927,709	△ 11,938	915,771
第2項 補助金	200,000	10,762	210,762
第3項 企業債	517,000	△ 22,700	494,300

(支出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	1,223,540	21,797	1,245,337
第1項 建設改良費	756,787	21,797	778,584

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	494,300千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科目	既決予定額	補正額	計
(1) 職員給与費	3,205,819	41,927	3,247,746

第6条 予算第9条中 病院事業運営のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計	354,272	△ 5,394	348,878
国保特別会計	1	1,046	1,047
計	354,273	△ 4,348	349,925

第7条 予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のように改める。

(単位：千円)

科目	既決予定額	補正額	計
たな卸資産	655,717	17,304	673,021

第8条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
便 潜 血 反 応 検 査 措 置 一 式 リ ー ス 料	平成25年度 ～平成33年度	8,556千円

平成26年2月17日提出

橋本市長 木下 善之